

今治市代替保育利用支援補助金について



「今治市代替保育利用支援補助金」とはなんですか？

保育所等への入所を希望しているが、入所できるところがなく、やむを得ず代替保育（一時預かり、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター等）を利用されているご家庭へ代替保育の利用料を支援する補助金です。

◇対象者

（１）対象児童が１歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌年４月１日から市内保育所等への入所を希望し、育児休業終了後から入所するまでの間に代替保育を利用する方

（２）転勤等により市内保育所等へ対象児童の入所を希望する方であって、入所申込をしてから入所するまでの間に代替保育を利用する方

（３）対象児童が待機児童となった時から入所するまでの間に代替保育を利用する方

◇補助対象経費および補助金額

対象児童が保育所等に入所するまでの間に利用した代替保育に係る利用料（施設等利用給付により給付を受ける部分は除きます。）

ただし、対象児童１人あたり月額20,000円を上限とします。

◇補助開始時期

令和６年１０月１日（火）以後の利用分から補助対象となります。

手続き方法について教えてください。

「今治市代替保育利用支援補助金交付申請書」「今治市代替保育利用支援補助金請求書」に、領収書（代替保育を利用した日、回数（時間）等の記載のあるもの）等必要書類を添えて、今治市保育幼稚園課までご提出ください。

補助金の申請は事後申請で、支給は３か月に１回を目途に償還払いにより行います。



お問い合わせ先

今治市 保育幼稚園課（第一別館４階）

TEL 0898-36-1524